

令和3年 第9回

志布志市農業委員会総会会議録

志布志市農業委員会

令和3年 第9回農業委員会総会会議録

召集年月日	令和3年9月22日(水)					
召集の場所	志布志市松山支所2階会議室					
開閉会の日時 及び宣言	開会	令和3年9月22日 午前9時30分				
	閉会	令和3年9月22日 午前10時35分				
応(不応)招 委員並びに 欠席委員 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 公 公務欠席	議席番号	氏名	出欠の別	議席番号	氏名	出欠の別
	1	吉野 寅三	○	11	宮脇 茂樹	○
	2	宮脇 勇	○	12	福岡 裕幸	○
	3	神宮司 順子	○	13	橋口 美一	○
	4	萩迫 修作	○	14	山下 昭一	○
	5	安樂 兼義	○	15	永屋 哲郎	○
	6	立山 富士雄	○	16	井久保 久男	○
	7	柳井 義郎	○	17	脇田 廣昭	○
	8	上野 克比古	○	18	立迫 眞由美	○
	9	坂中 則雄	—	19	山迫 洋一	○
	10	隈元 健二	○	20	福岡 剛	○
会議録署名委員	席番12番	福岡 裕幸	席番13番	橋口 美一		
職務のため出席 した者職氏名	事務局長	小野	事務局次長	中水		
	主幹兼農地係長	佐々木	主幹兼農地係長	竹之内		
	農地係長	圖師	主任主査	桑水		
委員会日程名	別紙のとおり					

農地利用最適化推進委員

番 号	氏 名	出欠 の別	番 号	氏 名	出欠 の別
1	谷宮 誠實	—	9	垣内 りえ子	—
2	竹田 憲男	—	10	立根 重信	—
3	今市 光則	—	11	道山 幸治	—
4	熊野 廉太郎	—	12	脇田 祐二	—
5	原田 純一	—	13	春田 豊美	—
6	田尾 昭三	○	14	中之内 瑞穂	—
7	坪田 則義	○	15	工藤 雅彦	—
8	池袋 良子	—	16	山下 直樹	○

<p>会議に付した 事 件</p>	<p>議案第 71 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 72 号 農業振興地域整備計画変更協議に係る意見について 議案第 73 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 議案第 74 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 議案第 75 号 非農地証明願の承認について 議案第 76 号 非農地証明願に伴う調査委員の指名について 議案第 77 号 農用地利用集積計画決定について 議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名に ついて</p>
-----------------------	--

議長	萩迫	<p>ただいまから、令和3年第9回志布志市農業委員会定例総会を開会いたします。坂中委員より、欠席の届出がありましたので、報告いたします。</p> <p>それでは、日程第1、会議録署名委員の指名をいたします。志布志市農業委員会、会議規則第24条の規定により、席番12番、福岡 裕幸委員と、席番13番、橋口委員を指名いたします。よろしく申し上げます。</p> <p>次に日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって会期は、本日1日限りと決定いたします。</p> <p>次に日程第3、休会中の報告を行います。最初に、あっせんの経過につきまして、永屋委員の報告をお願いします。</p>
委員	永屋	<p>7月総会で依頼のありましたあっせんが成立しましたので報告します。4ページのあっせん成立資料の番号23をご覧ください。所在、地目等は、資料の通りです。場所は有明町野神のJAあおぞら給油所よりそお街道を南の大崎方面へ200m行った左側になります。譲受人は、車で1分ところにお住まいで、親子3人で甘藷・キャベツ・かぼちゃ等を栽培されており、認定農家でもあります。あっせん価格は、一反あたり300,000円。総額564,900円でした。あっせん委員は、垣内委員と永屋です。以上で報告を終わります。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、井久保委員の報告をお願いします。
委員	井久保	<p>令和3年4月の定例総会で受けました農用地等あっせんです。あっせん活動につきましては、小作契約の合意解約の件で10月末まで中断となっております。事務局とも調整済みです。茶畑を2日前に確認しましたが2筆とも茶葉が10センチほど伸び、収穫はなされておりました。合意解約の時期が10月末ですので、調整及び情報共有に努めたいと思います。あっせん活動につきましては、引き続き継続でお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。次に、福岡 裕幸委員の報告を2件、一緒をお願いします。
委員	福岡裕幸	<p>まず、〇〇さんの方ですが、なかなか見つからず難航してるんですが、〇〇さんの方から、ぜひ何とかお願いしますということで引き続き継続したいと思います。続きまして、〇〇さんの分ですが、現在近隣と話をしているところですが、なかなか今の農業情勢の中話がうまく進まない状況です。引き続き活動を継続していきたいと思います。</p>

<p>議長 萩迫</p>	<p>はい、ご苦労さまでした。次に、私の関係分について、報告します。9月10日、農地所有適格法人適格要件届出書に伴う現地調査を有明地区1件行いました。</p> <p>次に、日程第4、議案第71号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。今回は、15件の申請でございます。まずは、6ページ、番号100番を審議いたします。番号100番は、譲受人が市外住民であるため、本日の総会に、譲受人であります〇〇さんの出席を要請してございます。〇〇さんの、入室を許可いたします。</p>
<p>会場</p>	<p>(〇〇氏 入室)</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>それでは、事務局より説明を求めます。</p>
<p>農地係長 竹之内</p>	<p>議案第71号農地法第3条の規定による許可申請の番号100番について、ご説明申しあげます。議案書は、6ページです。まず、譲渡人は曾於市末吉町南之郷にお住まいの〇〇さん83歳で、譲受人は、曾於市末吉町二之方にお住まいの〇〇さん68歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が1筆で2,066㎡です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではないことから、本日ご出席いただいております。詳細につきましてはお尋ねいただければと思います。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、道の駅松山から市道飯野・松山線を北へ2.4km進行し、右折し、農道を1.2km進んだ右手にあります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料3ページのとおりでございます。申請事由は、譲渡人につきましては労力不足、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号100番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
<p>議長 萩迫</p>	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
<p>委員 山下</p>	<p>ちょっと事務局よろしいでしょうか。この資料を見たところですね、総会議案では、経営面積はゼロなんですよね。総会資料には田が47a畑が35.29aですかね。これが本当だろうと思うんですけど。そこら辺を確認のほど、よろしくお願ひします。</p>

主任主査 桑水	3条の議案には、農家台帳のシステムに載ってるうちの志布志市内の経営面積が出るようになっておりまして、志布志市では、農地は〇〇さん持っていらっしやらないんですけれども、曾於市の方に自作地がございまして、この面積は曾於市の農業委員会が発行する耕作証明の方に載っておりますので、この営農計画に載っている経営面積は、間違いございません。以上です。
委員 山下	今までやったやつも、市外の方は市内の面積しか経営面積載ってないということですのでよろしいですね。
主任主査 桑水	そのようになります。
議長 萩迫	よろしいですか。他に、ございませんか。
委員 井久保	今、〇〇さんが、末吉の二之方にお住まいということですが、畑までどれぐらい距離がありますか。
要請者	大体家から5キロぐらいの範囲です。
委員 井久保	トラクターとかの移動はどうかされますか、
要請者	一応そこはトラクターを使うような場所じゃないから、軽トラックで移動をやってます。
委員 井久保	耕すときはトラクター使わないんですか。
要請者	そこは、一応ゆず畑で28年くらい経ってる樹木畑ですので草刈り等を行うだけです。
議長 萩迫	ご意見もないようでございますので、ここで、要請者の〇〇さんは、退席をお願いします。お忙しいところ、ありがとうございました。
会場	(〇〇さん 退席)
議長 萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。次に、101番を審議いたします。この案件につきまして、事務局の説明を求めます。
農地係長 竹之内	それでは、議案第71号農地法第3条の規定による許可申請の番号101番についてご説明申しあげます。議案書は、6ページです。まず、譲渡人は、大阪府岸和田市下池田町にお住まいの〇〇さん49歳で、譲受人は、宮崎県串間市大字奈留に事業所を構える有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が2筆で3,237㎡です。有限会社〇〇さんは、確認したところ認定農業者かつ農地所有適格法人

		<p>であるため、本日はお呼びしておりません。</p> <p>今回の申請地の場所でございますが、志布志市消防団志布志方面隊夏井・陣岳分団詰所から市道外之牧線を北へ 800m進み左折し市道益倉線を 700m進み右折し農道を 170m進んだ左手に 1 筆さらに農道を右折し 40m進んだ右手に 1 筆あります。有限会社〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 4 ページのとおりでございますが、申請地には甘藷を作付けしていくとのことです。通作距離は、事務所から 28 kmとのことです。申請事由は譲渡人につきましては相手方の要望、譲受人につきましては規模拡大でございます。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。</p> <p>以上で、番号 101 番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めまます。次に、番号 102 番を審議いたします。この案件につきまして、事務局の説明を求めまます。</p>
農地係長	竹之内	<p>それでは、議案第 71 号農地法第 3 条の規定による許可申請の番号 102 番についてご説明申しあげまます。議案書は、6 ページです。</p> <p>まず、譲渡人は、曾於郡大崎町野方にお住まいの〇〇さん 87 歳で、譲受人は、同じく野方にお住まいの〇〇さん 60 歳です。申請地は、記載されておりますとおりでございますが、畑が 2 筆で 12,274 m²です。〇〇さんは、確認したところ認定農業者ではございませんが、親族間の贈与と受贈であることから、本日はお呼びしておりません。今回の申請地の場所でございますが、曾於南部厚生事務組合清掃センター入口から市道芝用・沢津ヶ峯 1 号線を西へ 260m進み左折し農道を 80m進んだ右手に 2 筆が隣接してあります。〇〇さんの農業経営につきましては、総会資料 5 ページのとおりでございますが、申請地には甘藷を作付けしていくとのことです。通作距離は、自宅か</p>

		<p>ら約2kmとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。</p> <p>以上で、番号102番について説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に7ページ、番号103番を審議いたします。番号103番は、令和3年6月総会の議案第48号、農地法第3条の規定による許可申請に係る番号62番で審議されましたところの3条区分地上権に関する申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
委員	井久保	<p>この件につきましては、担保が終わったということで理解していいんでしょうか。</p>
主任主査	桑水	<p>ここの担保は、終わったわけではなくてですね、そのまま譲渡担保権の設定はされる場所なんですけれども、銀行に区分地上権の権利が移った後も、営農型の事業者が、上のパネル部分との区分地上権を使えるように使用貸借の申請になります。譲渡担保はそのまま設定がされる場所になります。以上です。</p>
委員	井久保	<p>ちょっと理解できないんですけども、譲渡担保権っていうのはですね、民法の担保権と違ってですね。裁判法上認められてきた非典型担保の一種であるとなってるんですよ。譲渡担保は、これが抵当権が終わったから、ここでまた返すんだっていうふうに理解したんですけど、そうではないんですか。</p>
主任主査	桑水	<p>今回の申請は返す申請ではなくて、区分地上権が銀行に移ってはいけるけれども、実際は営農型太陽光発電事業者の方が、パネルを利用して発電を行うために、その区分地上権の空間を、使用貸借で銀行から営農型太陽光発電事業者が借り受けるという申請になります。</p>
委員	井久保	<p>最初、譲渡担保権を取らなくてよかったんじゃないですかね。銀行の担当者にとってちょっと聞きたいんですけど。農業委員会としても、資産につきまして</p>

	<p>は、一応裏を取ったりしますよね。取らないといけないとなっておりますよね。</p> <p>地上物を撤去したりするのに必要な資金があるとかそういうのが必要ですよね。だから譲渡担保権は、私はその南日本銀行がですね、返さない時に、自分がそこを取って、その他そのものを処分して、金を取り返すんだというふうに理解してたんですけど。今度出てきたから、もう売り渡しし、もう、担保権を取らなくてもいいねっていうふうになったのかなという理解をしたんですけど。</p> <p>そもそも、前回の譲渡担保権については、譲渡担保権である理由というのは前回の6月総会の時に、銀行の担当者が経営上の理由でということが多分お答えをしてあると思います。その上で、譲渡担保権ですので権利が一度南日本銀行の方に行きました。その権利を、今度は無償で使用貸借ということなので、志布志営農型発電の方に貸して使わせているというところの契約まで、権利の設定上必要じゃないかということまで今回の申請になっているところなんです。完済で、確かに融資の分が終わるということになれば、この譲渡担保権自体を消すという形になるので、また改めてその時に新たな申請が上がってくると思われれます。以上です。</p>
農地係長 圖師	<p>要は、担保で融資が返却されないときは、もう1回この譲渡担保権で上がってくるということですか。</p>
委員 井久保	<p>今回は、譲渡担保権が移ったわけではなくて、あくまでも譲渡と担保権で移った権利を貸しているという内容です。貸し出しですね。地上権を貸しているという状況です。</p>
農地係長 圖師	<p>6月の時点では、本来は、お金を貸したときに、担保というのを取るんですけど、その他方法を取らずに、もう地上権自体を、銀行の方が持って、それを一応融資をしたと。今回は、それをするためにまた、権利を、また発電、事業所に貸して、収益上げた上でまた返済の方に充ててもらおうような手法をとってるということになるんですよ。</p> <p>本来は、井久保委員が言われるようにですね、お金を貸したときにはそれはそれなりの担保を取って、その土地なり、構築物なりに登記なりをして、保全処理をするんですけど。6月の総会にも、南日本銀行さんが言われたけど、そういう手法とらずに、権利を、銀行が取得して、その分について、無償で貸し付けて、その事業収益において、返済もしていただく手法を取っ</p>
局長 小野	

議長 萩迫	たという説明があったところです。
委員 井久保	よろしいですか。 6月に申請してまた9月になったんですがこの3ヶ月は必要な期間だったんでしょうかね。
主任主査 桑水	6月に申請をされて、6月の申請の申請が5条の支柱部分の賃貸借と同時申請になるもんですから。5条の許可と同時に、3条の区分地上権の移転の許可も行うというふうになっていますので、5条の賃貸借の移転の許可が、7月末に出たんですけれどもそれと同時に、3条の許可も行いました。3条許可が出てから申請という形になるもんですから、8月の末に今回の申請をされて、9月の審議になったところでございます。
議長 萩迫	よろしいですか。
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ほかにございませんか。
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	異議なしと認めます。次に8ページ、番号104番を審議いたします。橋口委員説明をお願いします。
委員 橋口	会長より依頼のありました番号104を報告いたします。譲渡人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志市志布志町帖〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、伸紘ゴルフ場の方向に入り、ゴルフ場の手前を右に1.3km進んだ左手です。譲受人宅からは、車で5分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、主に甘藷栽培しており、申請地にも甘藷栽培するということです。またトラクター5台・ツル切り機2台を保有されております。 以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。
議長 萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場 委員	(会場 なし)

議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 105 番を審議いたします。井久保委員説明をお願いします。
委員	井久保	<p>会長より依頼のありました番号 105 を報告いたします。譲渡人は、愛知県名古屋市南区忠次〇丁目〇〇番〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町帖〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道 65 号線志布志・高岡口線を志布志町天神外岩戸ガソリンスタンド前から北上しますと、こまみず酒店前の交差点に出ますが、その手前 170m ほどの左手県道西側の畑です。譲受人宅から、徒歩 3 分のところにあります、親戚間の贈与受贈による 3 条申請です。譲受人の〇〇さんは、農業者で甘藷を主に栽培しており、農作業には年間 300 日従事しております。また、農機具につきましては、リースまたは委託ですが、軽四トラック 1 台を保有されトラクター自体を購入する予定とのことでした。申請地は、現在ソバが作付けされております。取得後は、甘藷を作付けするとのことでした。農業従事者は、本人及び妻の 2 人で、権利取得後の面積は、田が 1,804 m²・畑が 10,089 m²の計 11,893 m²です。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 106 番を審議いたします。番号 106 番は、9 ページにまたがりまます。柳井委員説明をお願いします。
委員	柳井	<p>会長より依頼のありました番号 106 を報告します。譲渡人は、愛知県刈谷市相生町〇丁目〇〇番地 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町内之倉〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、市役所より東へ県道 3 号日南・志布</p>

		<p>志線を串間方向に約 10 km進み、小岩屋自動車整備工場の先を左折し、約 1 km先を左折した農道の 500mのところの右手にあります。譲受人宅からは、徒歩 3 分のところであります。〇〇さんは、認定農業者ではありませんが、兼業で親子 3 人で、甘藷を栽培されており、申請地にも甘藷を作付けするとの予定です。また、トラクター 3 台・軽トラ 2 台・つる切り機 1 台を保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようで ございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、9 ページ、番号 107 番を審議いたします。立迫委員説明をお願いします。
委員	立迫	<p>会長より依頼のありました番号 107 を報告いたします。譲渡人は、松山町泰野〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 67 歳です。譲受人は、有明町伊崎田〇〇番地〇にあります有限会社〇〇代表取締役〇〇さん 41 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りで相手側の要望と規模拡大になります。申請地の場所は、2 ヶ所ありまして、字鳶ノ段 3223 番 4 と 3284 は、6 月、8 月総会で報告しました字鳶ノ段 3285 番 4 の両隣となります。3223 番 4 は、耕作放棄地でした。次、字土光 3396 番 1 と 3396 番 5 は、有限会社〇〇より東へ 300m行きますと、電波塔があります。そこの手前を左折し、600m下へ下った突き当りにありました。お茶畑が放置されて、雑草とともに伸び放題になっていました。整地して、甘藷を植える予定とのことでした。字鳶ノ段 3223 番 4 と字土光 3396 番 1、3396 番 5 は、耕作放棄地でしたので、確約書付きです。法人事務所からは、車でいずれも 5 分のところにあります。有限会社〇〇は、農地所有適格法人で代表者と弟、両親、従業員 30 名で、お茶 35 ヘクタール、大麦若葉 25 ヘクタール、ピーマンハウス 30 アールを主に栽培されて、申請地にも、字鳶ノ段はピーマンハウス、字土光の方は、甘</p>

		<p>蓄を作付け予定とのことです。また、トラクター3台・耕運機3台・お茶摘採機5台・他茶の機械一式を保有されています。字鳶ノ段の申請地の隣には、ピーマンハウスが現在鉄骨で4連ハウスの2棟が建っていました。ネットを張ってる最中でした。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、10 ページ、番号 108 番を審議いたします。田尾委員説明をお願いします。
委員	田尾	<p>会長より依頼のありました番号 108 を報告いたします。譲渡人は、兵庫県洲本市安乎町平安浦〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 69 歳です。譲受人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 59 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、2 筆ありまして、1 筆が字上苑上の方は、有明中学校より市道吉村・押切線を南に進み、飯山の三差路を通山方面へ行きグリーンロードの信号交差点から 30m 行き右折して 150m 先の左側です。もう 1 筆字平の方で、市道吉村・押切線を下り肆部合の交差点信号を過ぎて 400m 南に行って、右折して 100m 先の左側です。譲受人宅からは、字上苑上の方は 5 分で、字平のところは 3 分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で水稻・にんじんを主に栽培しており、申請地にも水稻・にんじんを作付けする予定とのことです。またトラクター・田植え機・コンバインを保有しています。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われます。また、周囲の状況からも支障はないと思われます。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに

		ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 109 番を審議いたします。永屋委員説明をお願いします。
委員	永屋	<p>会長より依頼のありました番号 109 を報告します。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さん 89 歳です。譲受人は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 66 歳です。親子になります。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、そお街道沿いの J A あおぞら野神給油所より、北東へ、500m のところに 1 筆の畑が、そこから北へ 300m のところに 3 筆の田があります。譲受人宅から、畑は、目の前に、田は車で 5 分のところにあります。〇〇さんは、認定農業者であり、娘さんを含めて親子 3 人で、繁殖牛 24 頭を飼育されており、申請地には、飼料稲と飼料作物を作付けする予定とのことです。</p> <p>また、トラクター 3 台・タイヤショベル 2 台・田植え機など保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、11 ページ、番号 110 番を審議いたします。上野委員説明をお願いします。
委員	上野	<p>会長より依頼のありました番号 110 を報告いたします。譲渡人は、霧島市国分府中〇〇番地〇にお住まいの〇〇さん 87 歳です。譲受人は、志布志市有明町蓬原〇〇番地にお住まいの〇〇さん 83 歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明支所を南の方に 400m 行きますと志布志・蓬原線があるわけですが、そこを蓬原方面へ向かって 1.6 km 行きますと、蓬原橋を過ぎ 200m 行った右手に丸西酒造があります。そこを右手の方に約 1.6 km 行きますと、左手に重田集落がありますが、そこを過</p>

		<p>ぎ、道なりに約2km行きますと、ふいやしき公園の看板とハウスの花の看板があり、そこから左に行き約300m行った左手にあるところです。譲受人宅からは、車で約5分のところにあります。〇〇さんは、夫婦で稲作・お茶を栽培されております。申請地には、水稻を作付けするということでありまして。トラクター・ハーベスター・軽自動車を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまして。また、周囲の状況からも支障はないと思われまして。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号111番を審議いたします。立山委員説明をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号111を報告いたします。譲渡人は、有明町野神〇〇番地にお住まいの〇〇さん82歳です。譲受人は、志布志市有明町山重〇〇番地にお住まいの〇〇さん50歳です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、有明芝用交差点の国道269号線と県道523号線交わるセブンイレブンから、県道523号線を野神小へ250m行き、右折し300m入った交差点を右折200m行き左手にある畑が2469番1です。残りの3筆は、同じくセブンイレブンの交差点から、野神小の方向へ約500m行き右手に沢津電気さんがありますがその反対側のところにあります。本人宅からはいずれも1.5km以内のところにあります。〇〇さんは、認定農業者でご両親と和牛繁殖35頭を飼育されております。保有している機械ですがトラクター6台・あと牧草収穫機一式を保有されております。</p> <p>以上のことにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため3条の適格者と思われまして。また、周囲の状況からも支障はないと思われまして。ご審議方よろしくお願ひいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに

		ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、12 ページ、番号 112 番を審議いたします。
		同じく、立山委員説明をお願いします。
委員	立山	<p>会長より依頼のありました番号 112 を報告いたします。譲渡人は、有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、有明町山重〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の大まかな場所ですが、国道 269 号線沿いの山重小学校前を岩川方面 300m 行き、下平自治会公民館の方へ 300m 入ったところを右折し、さらに 300m 行った左手田 4 筆になります。現在は耕作放棄地になっております。本人宅からは、約 1.5 km で車で 5 分弱のところがありました。〇〇さんは、自動車修理を営む傍ら、野菜等を畑で栽培されておりますが、今回、取得することにより、耕作放棄地になっているこの田に重機等を入れて、整備して元に戻し田植えをしてくださるということで本当ありがたいことだと思います。所有する機械ですがトラクター 1 台・防除機 1 台を保有されております。田植えと収穫は、農業公社へ依頼するとのことでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われまます。また、周囲の状況からも支障はないと思われまます。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
委員	井久保	立山委員は今、田が 4 筆とおっしゃいましたか。1 筆が 4 枚なっていることなんでしょうかね。
委員	立山	1 ヶ所に、4 筆ありました。
委員	井久保	議案は 1 筆ですが。
委員	立山	一筆が 4 枚に分かれてたということです。
議長	萩迫	他にありませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 113 番を審議いたします。山下 昭一委員説明をお願いします。

委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありました番号 113 を報告いたします。譲渡人は、愛知県豊川市中部町〇丁目〇〇番地 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。贈与・受贈による所有権移転です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道志布志・福山線の曲瀬集落にありますうらしま釣具店から尾野見方面へ約 3.5 km行った左側です。〇〇さん宅から 30mのところにあります。〇〇さんは、奥さんと 2人で野菜を栽培しており、先月に贈与・受贈で申請があったわけですが、そこには甘藷を作付けして、今回の分には、野菜を作付けするとのことでした。また、必要な農機具は、姉の〇〇さんより借りて行うということでした。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めま。次に、番号 114 番を審議いたします。山下 昭一委員説明をお願いします。
委員	山下昭一	<p>会長より依頼のありました番号 114 を報告いたします。譲渡人は、先ほどの 113 番と同じく〇〇さんです。譲受人は、松山町尾野見〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。贈与・受贈による所有権移転です。申請地は、議案書に記載されている通りです。申請地の場所は、県道柿ノ木・志布志線の尾野見郵便局より志布志方面へ 300m行き、右側の県道尾野見・伊崎田線を約 3.5 km行ったところには、桃木公民館がありますけど、さらに中野方面へ 300m行き、左へ 100m行った右側です。隣には、〇〇さんの田んぼがあります。〇〇さん宅から直線で 50mのところにあります。〇〇さんは、奥さんと 2人で甘藷・水稻を栽培しており、申請地には水稻を作付けするとのことでした。また、トラクター・軽トラックを所有しております。</p> <p>以上のことにより、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため 3 条の適格者と思われま。また、周囲の状況からも支障はないと思われま。ご審</p>

		議方よろしくお願ひいたします。
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることに ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第4、議案第71号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案どおり決定をいたしました。
		次に日程第5、議案第72号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見 についてを議題といたします。14ページ、番号20番を審議いたします。 現地を調査された、井久保委員の報告をお願いいたします。
委員	井久保	議案第72号番号20番について報告いたします。調査日は9月7日火曜日、 調査委員は脇田 廣昭委員・山下 直樹推進委員と私井久保で事務局から1 名、農政畜産課から1名の立ち会いのもと調査いたしました。別添資料は、 8ページから10ページでありますご覧ください。譲渡人は、志布志市志布 志町帖〇〇番地下大性院集落にお住まいの〇〇さんで、譲受人は、肝属郡東 串良町新川西〇〇番地〇にあります有限会社〇〇代表取締役〇〇さんです。 立ち会い人は、行政書士の〇〇さんでした。
		申請地は、有明町野井倉字鎌迫 5818 番地 5 です。地目は田、面積は 946 ㎡で、場所は、志布志市役所有明支所から南南東約 3.5 km のところに位置し ます。有明中学校前の市道吉村・押切線を南下し、東九州自動車道下の副道 を過ぎて右折市道一丁田・宇都鼻線を西へ 400m 進み左折、農道を 70m 入っ たところの左側の田で耕作はされておりました。周囲の状況は、北側 は雑種地・東側は用悪水路・南側は田・西側は公衆道路です。排水は、駐車 場使用のため、碎石等をひき詰め自然に浸透、余剰の雨水は土止により、隣 接の他に流れ込まないようにし、用悪水路へ導入するとのことでした。
		申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がり農用地区域内の ため、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用は原則不許可ですが、 申請地の隣接地に、既存の〇〇の駐車場施設 2,630 ㎡があり、〇〇の増車計 画、フルトレーラー1台と大型トラック2台の増車があること、及び申請地 の面積 946 ㎡が、既存の施設の敷地面積の2分の1を超えてないところから、 申請地は許可できる場合の既存施設の拡張に該当すると思われま

		<p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農用地区域からの除外はやむを得ないとの意見の一致を見ました。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。農用地区域からの除外を認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第72号、農業振興地域整備計画変更協議に係る意見については、計画変更を認めるよう、市長に提出することに決定をいたしました。</p>
議長	萩迫	<p>次に日程第6、議案第73号、農地法第4条の規定による 許可申請についてを 議題といたします。まず、16 ページ、番号5番を 審議いたします。現地を調査された、脇田 廣昭委員の 報告をお願いいたします。</p>
委員	脇田	<p>それでは、会長より依頼のありました議案73号番号5番について報告いたします。総会資料の11ページから13ページになります。調査日は9月7日 調査委員は、井久保委員・山下 直樹委員それと私脇田でございます。事務局より1名の同行でした。申請人は、有明町伊崎田〇〇番〇にお住まいの〇〇さんです。立ち会い人もご本人の〇〇さんでございました。申請地の所在地・地目・面積等はそれぞれ議案書の記載の通りでございます。場所は、伊崎田中野公民館から県道尾野見・伊崎田線を西80m進み、右折し、市道川路・中野線を350m進んだ左に位置します。転用目的は、その他の農業用作業場でございます。現在〇〇さんはいちごの生産を営んでおります。これまで、申請地の道路を挟んだ東側の土地にあります作業小屋で選果作業等を行っておりましたが、その作業小屋が、昨今の大雨や台風により落葉、また倒木等の危険等もあり、今後の利用が難しいと考え自宅側の申請地を利用し、農業用の作業場としたいとのことでございました。また、申請人には現在後継者となる長男が就農されております。さらに、近々次男さんも就農されるとのことでございました。周辺の状況は、北側は宅地・東側は公衆道路・南側は公衆道路・東側は公衆道路・西側は宅地でございます。排水は、公衆道路に側溝があり問題ないと思われま。</p> <p>申請地の農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがあるため、第1種農</p>

		<p>地に該当いたします。第1種農地の転用は原則不許可でございますが、許可できる場合の農業用施設、また集落接続施設に該当いたします。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、農地転用しても問題ないとの意見の一致を見ました。ご審議方よろしくお願いたします。以上です。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 なし)</p>
議長	萩迫	<p>ご意見もないようで ございますので、お諮りいたします。これを認めることに、ご異議ございませんか。</p>
会場	委員	<p>(会場 異議なし)</p>
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第6、議案第73号、農地法第4条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに 決定をいたしました。</p> <p>次に日程第7、議案第74号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。最初に、18ページ、番号56番を審議いたします。現地を調査された橋口委員の報告をお願いします。</p>
委員	橋口	<p>議案第74号番号56について報告いたします。調査日は、9月7日 調査員は、坪田委員・福岡委員と私です。譲渡人は、兵庫県神戸市須磨区横尾〇丁目〇〇番地の〇号棟〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇にあります株式会社〇〇代表取締役〇〇さんです。立合人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、志布志町安楽字宮ノ下2464番地1 地目は畑・面積は2,540㎡です。申請地の場所ですけれども、志布志インターチェンジ先を左折、市道に入り、南へおよそ430m進んだ右側に位置します。転用目的は、申請地を購入して建売住宅の販売を行うものです。周辺の状況は、北側は公衆道路・東側も公衆道路・南側は宅地・西側は畑です。排水は、東側の側溝を利用するとのことです。申請地の農地区分ですが、第1種農地に該当します。第1種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみましました。ご審議方よろしくお願いたします。</p>
議長	萩迫	<p>はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>

会場	委員	か。
議長	萩迫	(会場 なし) ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 57 番を審議いたします。現地を調査された福岡 剛委員の報告をお願いします。
委員	福岡 剛	議案第 74 号番号 57 番について報告いたします。調査日は、9 月 7 日 調査員は、橋口委員・坪田委員と私福岡です。譲渡人は、兵庫県西宮市東町〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、それぞれ議案書に記載されている通りです。場所は、志布志市役所本庁から北北西に位置し、志布志消防署方向へ進み、ファミリーマート志布志見帰点・ローソン大原店前の県道交差点を右折、市道に入りおよそ 600m 先を左折、およそ 210m 進んだ先を右折し、60m 進んだ左側に位置します。転用目的は、一般住宅です。周辺の状況は、北側は用悪水路・東側は公衆道路・南側は畑・西側は畑です。排水は 盛土 30 cm から 1m を行い、合併浄化槽より北側の水路への排水となります。その他としまして、盛土 30 cm から 1m を行うため、西側畑の土の流出を防ぐために、ブロックを 5 段程度積むとのことです。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま
議長	萩迫	以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお祈りします。
会場	委員	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
議長	萩迫	(会場 なし)
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることに、ご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 58 番を審議いたします。同じく、現地を調査された福岡 剛委員の報告をお願いします。

委員	福岡 剛	<p>それでは会長より依頼のありました議案第 74 号番号 58 について報告いたします。橋口委員・坪田委員と私福岡です。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、志布志町安楽〇〇番地〇 〇〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、議案書に記載されている通りです。番号 57 番の隣接地です。転用目的は、申請人は看護事業を営まれて、100、200m離れたところに事務所があり、駐車スペースが不足しているため、申請地を貸駐車場として使いたいとのことです。駐車スペースは、車 5 台程度を予定しているとのことです。周辺状況は、北側は畑・東側は公衆道路・南側が畑・西側は畑です。排水は、西側畑に境界ブロックを積み、幅 40 cmから 50 cmのトラフ入れ北側の水路へ流すとのことです。その他、盛土 30 cmから 1m程度行うために、西側畑の土の流出を防ぐために、ブロックを 5 段程度積むとのことです。盛土を行った表面は碎石を敷き駐車場として利用します。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われます。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、19 ページ、番号 59 番を審議いたします。番号 59 番は、先程の議案第 72 号、農業振興地域整備計画変更協議に係る番号 20 番で審議されましたところの 5 条申請でございます。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 60 番を審議いたします。現地を調査さ

委員	橋口	<p>れた橋口委員の報告をお願いします。</p> <p>議案第 74 号番号 60 番について報告いたします。調査日は、9 月 7 日 調査員は、坪田委員・福岡委員と私です。譲渡人は、志布志町安楽〇〇番地〇〇にお住まいの〇〇さんです。譲受人は、東京都港区元麻布〇丁目〇〇番〇-〇号にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、志布志町安楽字瀬戸 2072 番地 1 地目は畑・面積は 1,833 m²です。場所は、はまさき耳鼻咽喉科の南側に位置します。転用目的は、患者用の駐車場が少しのため、道路で駐車待ちをしている危険な状況であるため、さらに、賃貸している従業員駐車場を返還しなければならなくなったため、申請地を、譲り受け貸駐車場へ転用しクリニックへ賃貸するものです。周辺の状況は、北側は畑・東側は宅地・南側は畑・西側は畑です。排水は、南側の側溝を利用するとのこと。申請地の農地区分は、10 ヘクタール以上の農地の広がりがあるため、第 1 種農地に該当します。第 1 種農地の農地転用を原則不許可ですが、申請地は集落の周辺部に位置し農地転用が許可できる場合の集落接続施設の要件を満たしていると思われま。</p> <p>以上のことにより、調査委員協議の結果、農地転用をしても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくをお願いします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきましてなにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。転用を認めることにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 7、議案第 74 号、農地法第 5 条の規定による許可申請については、転用を認めるよう、県知事に進達することに決定いたしました。</p> <p>次に、日程第 8、議案第 75 号、非農地証明願の承認についてを議題とします。まずは、21 ページ、番号 18 番を審議いたします。現地を調査された、坪田委員の説明をお願いします。</p>
委員	坪田	<p>議案 75 号、番号 18 番について報告いたします。調査日は 9 月 7 日 調査委員は、橋口委員・福岡委員と私、坪田です。総会資料は 26 ページから 28 ページです。申請人は志布志市志布志町安楽〇〇番地の〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、行政書士の〇〇さんでした。申請地は、志布志町内之</p>

		<p>倉字浜田 4150 番地 2 地目は畑・面積は 1,422 m²です。場所は、志布志市役所本庁から北東方向に位置し、志布志市立森山小学校市道森山・出水線を東へおよそ 2.3 km 進んだ先の上野製材所前の三差路を市道片野・池野線に入り、およそ 2.5 km 進んだところの北側に旧畜産団地があり、市道から旧畜産団地方向に入った右側に位置します。</p> <p>申請地は、平成 9 年 7 月に、お父様から相続した土地でありましたが、当時からイノシシの被害が発生しており、農地の場所も北側が水路・東側は原野、南側が畑・西側は宅地となっており、公道に出るための通路がなく、耕作機械も使えず、農地への復元が困難な状況となっており、また、現在申請人は志布志町安楽に住んでおり、コンクリートミキサー車の運転手をしているため、今後も申請地を利用することはないとのことでした。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。ご審議方よろしくお願ひします。</p>
議長	萩迫	はい、ご苦労さまでした。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。次に、番号 19 番を審議いたします。現地を調査された、山下 直樹委員の説明をお願いします。
委員	山下直樹	<p>議案第 75 号番号 19 番について報告いたします。調査日は 9 月 7 日 調査員は井久保委員、脇田 廣昭委員と私、山下です。申請人は、志布志市有明町野井倉〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんです。立会人は、〇〇さん本人でした。</p> <p>申請地の所在地・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りです。場所は、特別養護老人ホーム小松の里から市道吉村・牧ノ内線を東へ 60m 進んだ左手に位置しております。現地は、20 年以上耕作していないということで、原野化しており、農地として再生できるような状態ではなかったです。</p> <p>以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみました。</p>

		ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めませ。次に、番号 20 番を審議いたします。同じく、現地を調査された、山下 直樹委員の説明をお願ひします。
委員	山下直樹	議案第 75 号番号 20 番について報告いたします。調査日は 9 月 7 日 調査委員は井久保委員、脇田 廣昭委員と私、山下です。申請人は、肝属郡東申良町川東〇〇番地にお住まいの〇〇さんです。立会人も、〇〇さんご本人でした。 申請地の所在・地目・面積等は、それぞれ議案書の記載の通りです。場所は、立元公民館から市道立元・草野 1 号線を北へ 40m 進み、右折し、市道立元 1 号線を 220m 進み、北側にある水路沿いに 50m 進んだ右側に位置します。現在、雑草や雑木で山林化しており、申請地への道もなく、農地として再生は困難な状況でした。 以上のことにより、調査員協議の結果、志布志市非農地認定基準に照らして、申請地を非農地として判断しても問題ないとの意見の一致をみませ。ご審議方よろしくお願ひします。
議長	萩迫	はい、ご苦勞さまでした。これにつきて、なにかご意見ございませんか。
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようございませので、お諮りします。これを認め、非農地と証明することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	よって、日程第 8、議案第 75 号、非農地証明願の承認については、非農地と証明することに決定いたませました。 次に、日程第 9、議案第 76 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めませ。
農地係長	佐々木	それでは、議案第 76 号非農地証明願に伴う調査委員の指名について、ご

		<p>説明申し上げます。議案書は、23 ページでございます。非農地証明につきましては、農地法に基づく行政処分ではなく、農業委員会が証明行為として、交付するものです。</p> <p>議案書の番号 19 の願出人は、志布志市志布志町帖〇〇番地〇 〇〇さんです。土地は、志布志町帖字中道 7155 番 1 で、登記地目は畑、地積は 1,174 m²でございます。申請地は、志布志市役所本庁から東北東方向に位置し、国道 220 号線を志布志から夏井方面へ進み、外岩戸石油店前を左折、県道 65 号南之郷志布志線をおよそ 100m 先を左斜め方向へ進行し、140m 進んだ道路突き当り三叉路を右折、およそ 160m 進んだ右側奥に位置する土地でございます。現在、原野化しております。</p> <p>議案書の番号 20 の願出人は、鹿児島市玉里団地〇丁目〇〇番〇号 〇〇さんです。土地は、松山町新橋字竹下 3391 番 2 で、登記地目は畑、地積は 28 m²でございます。申請地は、志布志市役所松山支所から北方向に位置し、市役所松山支所から、都城方向へ向かう、市道飯野・松山線を、道の駅松山から曾於市末吉町方面へ、およそ 2.2 km 進み、市道豊留宮田上線に左折し、およそ 1.2 km 先を右折、およそ 350m 進んだ左側に位置する土地でございます。現在、宅地化しております。</p> <p>現地調査は、3 名で行うこととなっておりますので、番号 19 と 20 につきまして、柳井委員、坂中委員、熊野委員でご提案いたします。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議方、よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
議長	萩迫	
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	異議なしと認めます。よって日程第 9、議案第 76 号、非農地証明願に伴う調査委員の指名については、原案どおり決定いたしました。
		次に、日程第 10、議案第 77 号、農用地利用集積計画決定についてを議題とします。最初に、所有権の移転について事務局の説明を求めます。
事務局次長	中水	議案第 77 号 農用地利用集積計画決定について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認のうち、所有権移転分について説明いた

	<p>します。議案書 25 ページ、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。公告日は、令和 3 年 9 月 30 日で、田が 2,826 m²となっております。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、それぞれ 1 人となっております、売買によるものです。所有権移転の詳細につきましては、議案書 26 ページに掲載してございますので、お目通しください。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長 萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、所有権の移転について、これより審議にはいります。まずは、26 ページ、番号 32 番と、25 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場 委員	(会場 なし)
議長 萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場 委員	(会場 異議なし)
議長 萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、農用地利用集積計画の、利用権の設定について事務局の説明を求めます。</p>
主任主査 桑水	<p>議案第 77 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について、ご説明申し上げます。議案書は、27 ページから 41 ページとなっております。まずは、議案書 27 ページの利用権設定の総括表を説明いたします。公告日は令和 3 年 9 月 30 日で、始期は令和 3 年 10 月 1 日となります。設定期間が、1 年から 20 年までで、終期は存続期間によってそれぞれ異なっております。利用権の設定面積は、田が 5,668 m²、畑が 91,882 m²、樹園地が 1,420 m²で、合計しますと 98,970 m²となり、うち更新分は 20,085 m²となっております。利用権の設定をする者の数が 21 名で、利用権の設定を受けようとする者の数が 13 名であります。利用権の設定を受けようとする者が、利用権の設定をする者の数より 8 名少ないのは、受け手・貸し手双方による複数の方との契約があるためです。詳細につきましては、28 ページから 37 ページの明細表をご確認ください。</p> <p>次に、利用権の転貸について、議案書 38 ページの総括表でご説明申し上げます。公告日は令和 3 年 9 月 30 日で、始期が令和 3 年 10 月 1 日となります。設定期間は、5 年と 10 年です。地目別の内訳は、畑のみの 38,338 m²となります。利用権の転貸をする者は公益財団法人〇〇の 1 名、利用権の転貸を受けようとする者は 5 名であります。詳細につきましては、39 ページか</p>

		<p>ら 41 ページの明細表をご確認ください。以上で、議案第 77 号、農用地利用集積計画決定の内、利用権の設定及び利用権の転貸について説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、利用権の設定について、これより審議にはいります。まず、28 ページ、番号 1 番から 37 ページ、番号 22 番までと、27 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにか ご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。次に、利用権の転貸につきまして審議いたします。それでは、39 ページ、番号 1 番から 41 ページ、番号 5 番までと、38 ページの総括表を審議いたします。これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これを認めることにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。よって、日程第 10、議案第 77 号、農用地利用集積計画決定については、原案どおり決定いたしました。</p>
事務局次長	中水	<p>次に、日程第 11、議案第 78 号、農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名についてを議題とします。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 78 号 農業経営基盤強化促進法に基づくあっせん委員の指名について、説明します。議案書 43 ページをお開きください。</p> <p>番号 19 の申出者は、志布志市有明町野神〇〇番地〇にお住まいの〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、永屋委員、垣内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>次に、番号 20 の申出者は、宮崎県北諸県郡三股町大字樺山〇〇番地〇にお住まいの 〇〇さんで、売買の申出となっております。あっせん対象の土</p>

		<p>地の所在、地目、地積等につきましては、議案書のとおりでございますので、お目通しください。あっせん委員につきましては、宮脇茂樹委員、中之内委員の指名をご提案いたします。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	萩迫	<p>ただいま事務局から説明がございましたが、これにつきまして、なにかご意見ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 なし)
議長	萩迫	<p>ご意見もないようでございますので、お諮りします。これで決定することにご異議ございませんか。</p>
会場	委員	(会場 異議なし)
議長	萩迫	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、日程第 11、議案第 78 号、農業経営基盤強化促進法に基づく、あっせん委員の指名については、提案のとおり決定いたしました。</p> <p>以上で、全日程を終了いたしました。</p> <p>これで、本日の会議を終了いたします。</p> <p>ご苦勞様でした。</p>